

# 新発田市蔵春閣利活用事業補助金交付要綱

## 第1 趣旨

蔵春閣利活用事業（以下「事業」という。）の実施については、新発田市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

## 第2 事業目的

蔵春閣を核とした新発田駅前エリア等への誘客やにぎわいを促進し、中心市街地の活性化及び本市の観光振興に資することを目的とする。

## 第3 補助対象経費及び補助金の額

- (1) 補助対象経費は、蔵春閣の活用のほか、本交付要綱第2の事業目的を達成するために実施する事業に要する経費とする。
- (2) 補助金額は、補助対象経費の2分の1を上限とし、予算額の範囲内で支払うものとする。ただし、1団体につき100万円を上限とする。

## 第4 補助対象者

補助対象者は、本交付要綱第2の事業目的に合致する事業を行おうとする団体または個人とする。

## 第5 補助対象期間

補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする年度内とする。ただし、予算額に達した時点で終了とする。

## 第6 補助金の交付申請

補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を添付し、事業を実施する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画や費用明細が記載されている書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

## 第7 補助金の交付決定前着手

補助金の交付を受けようとする者が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、補助金交付決定前着手届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

## 第8 補助金の交付決定

市長は、本交付要綱第6の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

## 第9 補助金の概算払

補助金の交付決定を受けた者が、概算払により補助金を請求する場合は、補助金等概算払請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。ただし、概算払によって交付する補助金の額は、補助金交付決定額の8割以内の金額とする。

## 第10 補助金の概算払決定

市長は、本交付要綱第9の規定による概算払請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等概算払決定通知書（様式第5号）により、請求者に通知するものとする。

## 第11 申請内容の変更等

申請者は、補助金の交付決定後において、申請の内容を変更しようとするとき、または中止しようとするときは、補助金等変更交付・中止申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等変更交付・中止決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

## 第12 実績報告及び補助金の交付請求

補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後30日以内に、補助事業等実績報告書兼交付請求書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績や費用明細が記載されている書類
- (2) その他、市長が必要と認める書類

## 第13 交付金額の確定及び交付

市長は、本交付要綱第12の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金等交付額確定通知書（様式第9号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

## 第14 他の事業との併用

本補助金は、国又は都道府県が実施する観光支援事業との併用を可とする。ただし、本補助金と併用する事業の支援金額の合計額が、事業に係る経費を上回る場合は併用できないものとする。

## 第15 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(改正)

この要綱は、令和7年4月1日に一部改正した。